

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令等の
一部を改正する省令案要旨

- 1 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。(税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令関係)
- 2 関税暫定措置法施行令において、財務省令で定めることとされている木材を規定することとする。(関税暫定措置法施行規則第12条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)の施行の日から施行することとする。